

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 5 月14日

【会社名】 三菱製鋼株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Steel Mfg. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 山口 淳

【本店の所在の場所】 東京都中央区月島四丁目16番13号

【電話番号】 03(3536)3111

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 赤羽 俊樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区月島四丁目16番13号

【電話番号】 03(3536)3135

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 赤羽 俊樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2025年3月18日(米国現地時間)

(2) 当該事象の内容

2024年12月17日に公表の「当社子会社に対する訴訟の判決及び特別損失の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の連結子会社であるMSSC INC. (以降「MSSC社」)が、同社のサプライヤーであるAirboss Flexible Products Co.から受けていた供給部品の価格改定要請に関し、現地裁判所よりMSSC社に遡及支払い等を命じる判決が言い渡され、第3四半期において訴訟損失引当金繰入額として特別損失を計上していました。

これに対し、MSSC社より同社の顧客に対する当該損失分の補填交渉が決着したことにより当第4四半期において受取補償金として特別利益668百万円を計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

本件補填交渉の決着に伴い、当社の2025年3月期連結決算において受取補償金として特別利益668百万円を計上いたしました。これにより、第3四半期に計上した特別損失の影響が解消されるため、当初の想定通り、当該案件が2025年3月期の業績に与える影響はありません。